

## レクチャー 発表規定

### 第1条（発表資格）

CID-UNESCO-TOKYO（以下『当会』という。）の発表希望者は当会の趣旨に賛同し、本規約その他当会の定める事項を確認した上、これらを遵守する事を承諾した方で、次の各号の全てに当てはまる方に資格を与えるものとします。

- （1）CID-UNESCO および当会の会員である方。
- （2）健康状態に支障の無い方。
- （3）その他当会が適当と認めた方。

### 第2条（発表資格取得）

『CID ユネスコワールドダンスコンGRESS 2014』にてレクチャー発表希望者は、所定の申込手続きを行い、参加費入金後、当会からの手続完了連絡を受領した時点で資格を取得したものとします。

### 第3条（参加費の支払い）

1. 参加費の支払いには、配送や手数料等、利用するサービスの必要料金とあわせて支払うものとします。
2. 申込者は支払方法について、当会が申込時に指定する振込先に当会の定める期日までに当該料金をお支払いいただくものとします。
3. 当会は支払方法について必要に応じ制限を設けることがあります。また、申込者の事情による支払方法の変更は一切できません。
4. 当会は、当会が適当と判断する方法にて事前に通知することにより、各種利用料金の追加・変更及び支払方法を変更できるものとします。
5. 一度納入された参加費はいかなる理由であっても返金には応じかねます。（天災地変含む）

### 第4条（資格取得後の変更）

資格取得後、当会へ届け出た内容に変更が生じた場合は、遅延なくその旨を書面にて届け出てください。

### 第5条（資格の取り消し）

資格の取り消しを希望する場合は必ず当会へ連絡すること。その際、すでに支払われた費用の返金には応じかねます。未納金がある場合にはこれを完納していただきます。

### 第6条（除名等）

当会は、次の各号に該当する場合、発表資格を取り消すことができるものとします。

- （1）飲酒等により正常な発表ができないと認められた方。
- （2）公序良俗に反する行為があった場合。
- （3）伝染病、その他他人に伝染又は感染する恐れのある疾病を有する方。
- （4）本規約、その他当会の定めた規定事項に反する行為があった場合。

#### 第7条（規約等の遵守の義務）

発表資格取得者は、本規約及びその他当会が定める運営・管理に関する事項を遵守しなければなりません。

#### 第8条（改定等）

当会は、規定等の変更を必要とする場合は、随時改定できるものとし、その効力は全てに及ぶものとし、この場合、発表資格取得者は、改定に対し異議申し立て、権利を主張し、その他一切の請求をすることができないものとし、

#### 第9条（施行）

2013年11月25日より施行いたします。